

人権人材バンク整備事業について

目的・内容

人権のまちづくりを実現するためには、行政による人権施策の総合的な推進は言うまでもなく、市民総ぐるみの取り組みが必要です。当センターはそうした取り組み拠点をめざして設立されました。

しかし、人権問題は時代とともに複雑化、高度化していて、これに対応するには多種多様な人材が不可欠です。本当の意味での拠点組織となるには、多岐にわたる人権の各分野において実際に取り組んできた経験を持つ人、あるいは、たとえ漠然とであっても「関わってみたい」と興味や関心を寄せる人、こうした多くの人々の知恵と力を結集することが必要です。

こうしたことから、広く市民のみなさんに対して「人権人材バンク」への登録を呼びかけることとしました。

実施主体

名張市人権センター

登録受付期間

締め切りはありません。いつでも受け付けます。

登録資格

人権人材バンクに登録できる人

- 名張市に在住、在勤または在学する人で年齢、性別は不問
- 人権に関わる諸課題の解決に、自らの経験や知識、熱意を活かすことを希望する人

ただし以下の者は除く

- × 特定の政党の利害等に関する事業を目的に登録を希望する者
- × 公私の選挙に関係し、特定の政党及び候補者を支援または支援しないことを目的に登録を希望する者
- × 特定の宗教の為の宗教的活動を目的に登録を希望する者
- × 営利を目的として登録を希望する者

登録（活動）分野

人権問題全般ですが整理のため、以下のように大分類し登録の際指定していただきます。

1. 同和問題
2. 外国人の人権問題
3. 障害者の人権問題
4. 高齢者の人権問題
5. 女性の人権問題
6. 子どもの人権問題
7. 患者の人権問題
8. アイヌ等少数民族の人権問題
9. プライバシー問題
10. 人権行政
11. 人権教育

12. その他の人権問題

機能

- 登録を受け、「人権人材バンク名簿」を作成、公開します。
- 人材を活用（学習会講師等）しようとする個人や団体は、名張市人権センター事務局へ申し出ます。
- 事務局は、希望があればその者に、なければ申し出内容に妥当と思われる者に依頼内容を伝えます。
- 双方の予定等大筋で合意が得られれば、詳細は当事者間の話し合いにゆだねます。
- 活動終了後、人材活用に簡単な報告書を提出していただきます。

登録

- 登録申請書に必要事項を記入し名張市人権センター事務局へ提出してください。
- い。ホームページから登録申請書をダウンロードできます。